**３－（９）役員退任慰労金規程例**

（総　　則）

第１条　この規程は、本組合役員の退任慰労金又は記念品等の贈呈に伴う必要事項を定めることを目的とする。

（慰労金の額）

第２条　役員の退任慰労金は、役職別及び在任年数に応じて次のとおりとする。

(1) 理事又は監事 在任１年につき ００，０００円

(2) 理事（各委員長） 在任１年につき ００，０００円

(3)　理事（副理事長） 在任１年につき ００，０００円

(4) 理事長 在任１年につき ００，０００円

（在任年数）

第３条　役員の在任年数は、１年を単位とし、１年未満の端数は切り捨てる。

（贈呈方法）

第４条　慰労金又は記念品は在任期間中の贈呈は行わず、辞任した月の末日に贈呈する。ただし、末日が休日の場合は、次月頭初に贈呈する。

（功労加算）

第５条　退任慰労金は、在任期間中功労があった者については理事会の承認を得て功労加算することができる。

（特別減額）

第６条　理事会は、退任役員のうち、在任期間中特に重大な損害を組合に与えた者に対し、第２条により算出した金額を減額することができる。

（専従役員の慰労金）

第７条　専従役員の慰労金については別途定めるものとする。

（死亡退任慰労金）

第８条　役員が死亡により退任した場合は、その遺族に対し、慶弔見舞金規程に基づき弔慰労金を贈呈する。

（そ の 他）

第９条　この規程に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

付 　則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。